

(有) 郡山産業廃棄物処理業

代表取締役
丹伊田 順 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般建設業の許可について (通知)

令和 6年 2月 8日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	福島県知事 許可(般-5) 第 29951 号
許可の有効期間	令和 6年 3月 27日から 令和 11年 3月 26日まで
建設業の種類	とび・土工工事業 管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年 2月 24日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)